

病床規模適正化事業の御案内

病床規模適正化事業費補助金について

- 愛知県では、病床規模の適正化に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途へ変更（機能転換を除く）するため必要となる施設及び設備を整備する費用に対して助成を行っております。
- 補助金の交付申請手続き前に「病床規模適正化事業計画書」を御提出いただき、地域医療構想推進委員会で計画内容が適当とされた場合に、補助金の交付申請を受け付けることとしています。

<令和4年度地域医療構想推進委員会の開催予定期間>

第1回…令和4年8～9月頃予定 第2回…令和5年2～3月頃予定

※ただし、新型コロナウイルス感染症の流行状況により、開催時期が変更となる場合があります。

[補助対象者] 医療機関の開設者等

[補助率] 1/2

[基準額] ○施設整備（改修） 1,871千円／床
○設備整備 500千円／床

[対象経費] 病床規模の適正化に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途へ変更（機能転換を除く）するため必要となる以下の経費（※）

○施設整備…施設の改修に要する工事費等
○設備整備…備品の購入に要する費用
※1品につき30千円を下限額とする。

※ 他の病床転換（回復期病床、介護施設）の補助金の対象となる事業は補助対象になりません。

[補助条件] 地域医療構想推進委員会で適当である旨の意見が付された場合に補助金を交付する。

申請等の手続きについて

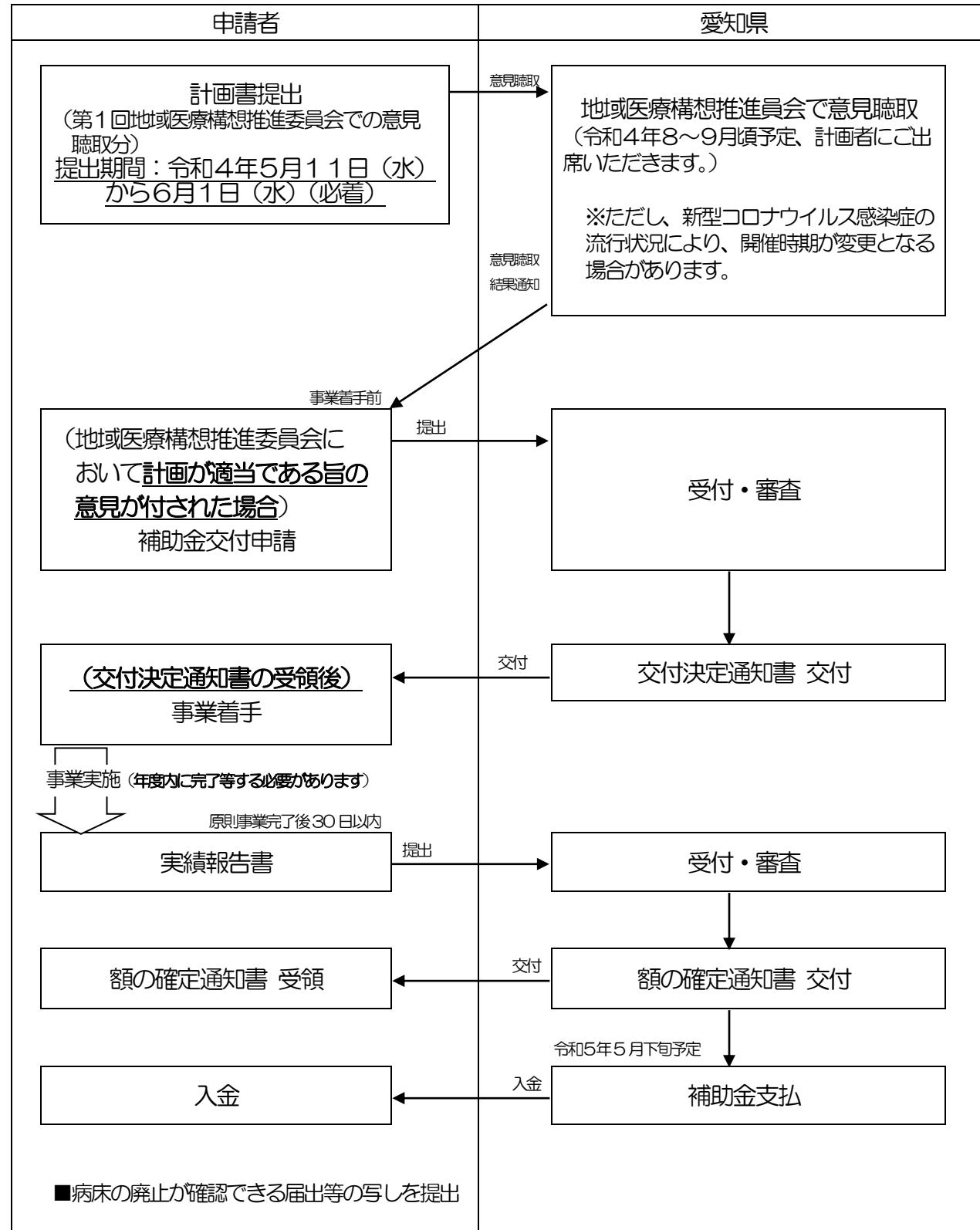
病床規模適正化事業計画書の提出や補助金の申請等、必要な手続きについて御案内させていただきますので、事業内容が決定した段階で、下記の問い合わせ先まで御連絡ください。

なお、第1回地域医療構想推進委員会での意見聴取をお考えの場合は、令和4年5月11日（水）から6月1日（水）の期間に病床規模適正化事業計画書を提出してください。（第2回地域医療構想推進委員会での意見聴取分の計画書の申請期間につきましては、後日改めて御案内いたします。）

お問い合わせ先

愛知県保健医療局健康医療部医療計画課 医療計画グループ
電話 052-954-6265（ダイヤルイン）

主な手続き等の流れについて



注) 交付決定通知書の交付前に着手した場合は、補助を受けられません。

■病床の廃止が確認できる届出等の写しを提出